

(様式第2号)

SDGs達成に向けた宣言書(要件1)

宣 言 日 令和6年1月15日
住 所 埼玉県飯能市笠縫214
県内企業等の名称 株式会社青木精機
代表者役職氏名 代表取締役 青木 靖弘

株式会社青木精機 はSDGsの内容を理解し、SDGs達成に向けた
取組方針を下記のとおり宣言します。

記

SDGs達成に向けた県内企業等の取組方針

株式会社青木精機は、「地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の継続的低減に努め、持続的に発展できる経済社会の実現に取り組み努力します」この経営理念のもと社員一同が理解し目標(SDGs)を掲げ達成に向けて事業活動に取り組み目標達成に向け活動していく。

三側面	SDGs達成に向けた重点的な取組	指 標
環境	再生可能エネルギーの利用率向上を図る。 <(現状値)2023年の数値> ・再生可能エネルギー利用率:4.5%	<2030年に向けた指標> 再生可能エネルギー利用率:8% <3年後に向けた指標> 再生可能エネルギー利用率:5.5%
社会	年次有給休暇を取りやすい環境を作る。 <(現状値)2023年の数値> ・年次有給休暇取得率:65%	<2030年に向けた指標> 年次有給休暇取得率:95% <3年後に向けた指標> 年次有給休暇取得率:75%
経済	温室効果ガスを削減させる為、水素技術を使った自動車等のインフラ整備用部品をメーカーへ供給する。 <(現状値)2023年の数値> ・売り上げ全体の1.5%を供給	<2030年に向けた指標> 売り上げ全体の8%を供給 <3年後に向けた指標> 売り上げ全体の2%を供給

【記載留意点】

- ・(様式第3号)SDGs達成に向けた県内企業等の基本的取組事項(要件2)に記載いただいた取組内容を踏まえ、「環境」「社会」「経済」の三側面の全てについて、「SDGs達成に向けた重点的な取組」を記載してください。
- ・指標は原則として数値目標を記載してください。
- ・SDGsのターゲット年である2030年に向けた指標をベースにして、取組開始から3年後に向けた指標を記載してください。